

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年2月5日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）正木勝彦（委員長），生熊正子，迫田博幸，高梨柳太郎，西誠子，
橋口朱美，花岡正浩，平地正宜，六車ゆき子，村田一実，森岡正芳
（敬称略）

（オブザーバー）高野篤雄，小橋正宣，大西敏雄

（説明者）播磨俊和

（庶務）澤明憲，梅村哲也，三好敏夫，安原宜通，中山克巳

4 議事（●：委員長，○：委員，◎：オブザーバー）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）新任委員の紹介

（4）家庭裁判所のこれまでの歩みと今後期待される役割について
－家庭裁判所60周年を迎えて－

ア 家事調停・審判手続の現状と今後の方向について

（裁判所からの説明，説明内容の要旨は別紙1のとおり）

イ 意見交換

○ 先程の説明の中で，家事審判手続において，当事者の審問を行うことを原則とする方向で検討がされている，との話があったが，逆に言うと，これまでは当事者の話を全く聞くことなく，審判が出されることもあったということなのか，教えていただきたい。

◎ 法律上は，審理の方法も事件に応じて家庭裁判所が定めることとなっており，通常は何らかの形で当事者の話を聞く場を設ける運用がなされているところである。ただし，背景に子供に対する虐待やDVが絡むような事件，子の引渡しを求める審判申立事件や保全処分の事件等，緊急を要する事件や密行性を求められる事件については，例外的に相手方の審問を行わ

ずに審判を行うこともある。

- 家事審判手続に関する法改正によって、現行の手続が具体的にどのようなように変わるのか、端的に教えていただきたい。
- 一言で言うと、当事者に対する手続保障が法律上明確に規定されるということに尽きると思われる。家庭裁判所の扱う事件は、当事者のプライバシーにも関わる非公開のものであるため、これまでは、紛争の解決のためにどのような審理の進め方が適切かを考慮した上で、審理の方法についても家庭裁判所が決定し、事件に応じて柔軟に対応してきたところであるが、これが改められることになると思われる。
- ◎ より具体的に言うと、家事審判の審理において、必ずしも当事者を審問しなくても良いとされていたのが、原則として審問を行うこととなるほか、審問における反対当事者の立会権の保障が検討されている。また、これまでは、家庭裁判所に家事審判の申立てがあったことを、必ずしも相手方当事者に通知する必要はなかったが、これを改め、相手方に対して申立書の写しを送付する等の方法で、事件の係属通知をすることが検討されているところである。
- 例えば、学校教育の現場でも、本来は協力者であるべき保護者が学校に敵対してくるような状況が多くなってきているが、まずは相手の話を聞くことによって、そこから相互の信頼関係が生まれてくるということもある。その意味で、家庭裁判所が審問を行うことは非常に重要なことだと考えるが、当事者の話を聞く、ということは大きな負担になることでもあるし、誰が話を聞くか、という点も大きな問題になると思われる。審問については、実際にはどうやって運用していくことになるのか、教えていただきたい。
- ◎ 家庭裁判所における家事事件のほとんどは、審判手続に入る前に、調停手続での解決が試みられ、大半は調停手続の中で解決に至っている。調停で解決に至らなかった場合に、審判や訴訟手続で解決が図られることになるが、そこに至るまでの手続の中で、当事者の話は十分に聞いていると思われる。問題なのは、調停手続を経ずに、いきなり審判の申立てがなされた場合であるが、そのような場合でも、子の引渡しの保全処分事件のよう

な例外的な事件を除き、相手方の意見を十分に聞くような運用がなされているところである。

- 私個人としては、家庭裁判所が、従来から果たしていた役割を今後も十分にこなしていけば、それでいいのではないかという思いがあるが、それだけでは解決できないことが多くなってきたために、現在のような状況になっているのではないかと感じている。
- 家庭裁判所で扱う事件については、調停手続で解決ができなかった場合に家事審判に移行する事件と、別途訴訟手続で解決すべき事件があるとのことだが、その区分けがどのような基準に基づいてなされているのか、教えていただきたい。
- ◎ 家事審判手続の対象となる事件と、対象とならない事件とを理論的に区分けすることは難しいところだが、あえて言うならば、裁判所の裁量的な判断を必要とするような性質の事件かどうか、というところに基準があると思われる。地方裁判所が扱う事件が過去の事実を争うものであるのに対し、家庭裁判所の扱う事件は、現在進行形の事件であるということもできる。家事審判の対象事件をどのようにするか、という点についても、現在法制審議会で検討されているところである。
- 地方裁判所の手続が、過去の事実を認定して現在の権利関係の確認をする、というものであるのに対し、家庭裁判所の手続は、将来に向かって権利関係を形成する、というものであり、大きく性質が異なっているということが言えると思われる。また、家庭裁判所の業務には、成年後見人の後見業務の監督や児童虐待における保護措置等、行政的なものも多分に含まれており、これを合理化すべきではないか、という意見も聞かれているところである。
- 最近になって、児童虐待の事件が大きく報道されているが、取材をしていると、近所の人の子供の悲鳴を聞いていたり、虐待の噂があったりする等、兆候があったにもかかわらずそれを見逃してしまい、悲惨な結果になってしまっていることがあるように感じる。家庭裁判所はこのような問題の解決のために強制力を持っていると思うので、関係機関とも連携し、十分に役割を果たしてもらいたいと考える。家庭や社会の監護能力が低下し

ている中、時代の要請という側面もあるように思われるし、家庭裁判所が扱う事件の範囲も増え、処理のスピードも要求されるようになっているのであれば、家庭裁判所をはじめ、児童相談所等の関係機関についても、それらの要請に応えられるように態勢を整えてあげるべきではないかと考えているところである。

- 児童虐待の問題については、司法機関としての限界がある中で、家庭裁判所がどのような役割を果たしていくべきか、という点が今後の大きな課題となっていくと思われる。
- 児童虐待によって、重大な結果が生じた時には、必ず関係機関の連携不足が指摘される場所であるが、神戸市児童相談所においては、児童の体にアザや傷が見られるような状態であれば、まず児童の保護を検討する、という扱いとなっている。神戸市児童相談所が扱う児童虐待のケースは年間約300件程度であるが、そのうち一時保護を行うケースは約50件、うち施設入所させるケースは20件程度で、数件は保護者の同意を得られず、場合によっては家庭裁判所の強制措置を求めることを検討する。児童虐待の中でも、特にネグレクトのようなケースについては、どういったものを証拠とすべきかが難しく、家庭裁判所に強制措置を求める際に悩むことが多い。
- 私は調停委員に任命されているが、常々、人の話を聞く、ということは大変なことだと感じている。調停においては、当事者から信頼してもらえないと話が全く進まないため、初回から非常に気を遣っているが、言葉の端々を取り上げて、いろいろと不満を言う当事者もおり、調整が難しいことも多い。調停が1年以上も続くようなこともあるが、そのような場合は、月に1回程度の調停期日において、毎回のように同じことを話しているだけだったり、自分で問題を解決する気持ちが全くなく、単に不満を言うだけであることが多い。調停の中で、当事者に少しでも変化が見られるのであれば、期日を重ねて、できる限り話し合いによる解決ができるようにしたいと考えており、人の心は変わるものだと信じて調停をしているが、うまくかみ合わないことも多いと感じているところである。
- 調停委員の役割は、言ってみれば、当事者の自己解決能力を引き出す、

というものであると思われるが、これは非常に素晴らしいことだと感じている。調停で当事者が合意に至るまでのプロセスや、調停での成功例等を参考にできれば、紛争解決に非常に役立つのではないかと思われる。審判手続で早急に結論を出そうとすることについては、殺伐とした今の時代の風潮を反映しているようにも感じる場所である。

- そのように言うだけで、調停委員の役割が重大であることを改めて認識させられる。当事者に対してどのようにして声をかけ、気付いてもらうためにどのように働きかけをしていくべきか、表面上は柔らかく、内心では苦悩しながら、できる限り話し合いによる解決ができるように日々考えている場所である。
- 私も調停委員に任命されているが、まず最初の段階では、当事者の話すことに反論しないことを心がけている。それによって、本人にも整理がつき、話が進展することもある。私は遺産分割事件を中心に担当しているが、紛争の原因は、基本的には当事者がそれぞれ依って立つところが違うために、それぞれ要求が違っていることにあり、当事者がそのことに気付き始めると、歩み寄りが見られ、解決の道が見えてくることもある。調停での解決の目処がつかず、調停を打ち切るために裁判官に相談したところ、裁判官からもう一度だけ頑張るように言われ、調停期日を続行したところ、また違った展開になるようなこともあるので、話し合いを続けるのは大事なことだと考えている。
- 家庭裁判所の調停は、単に当事者双方が納得したらそれでよいというものではなく、最終的に正しい解決に導く、という意味で、解決に公正を求められる面もあると言える。それがまさに司法機関としての役割と言えるのではないかと思われる。

また、現在家庭裁判所が行っている職権主義的な手続運営のあり方が家庭裁判所にとって過度な負担となっているという意見もあり、手続運営における当事者と裁判所との役割分担が問題となっている場所である。

- ◎ 現在の手続では、極端に言うとも、申立てをした後は家庭裁判所にすべてお任せという当事者もいる場所だが、今後は、当事者にいわば「事案の解明義務」を課し、必要な主張や判断の基となる資料は当事者が準備する

ことを原則として、当事者に一定の責任を負わせるのが良いのではないか、という議論がなされているところである。特に遺産分割や夫婦間の財産分与等、財産上の争いについては、紛争の性質上、民事訴訟に近い運用をした方が良いという意見もあり、実務の運用上も徐々にそのような扱いがなされるようになってきている。逆に親権者の問題や子の監護に関する問題については、後見的な家庭裁判所の手続で行うことが相当であると考えられている。

- 家庭裁判所に全てお任せで、その後の手続に協力しないような当事者からの申立てについては、申立てを棄却したり却下するようなことはできないのか。
- 現行の手続上は、家庭裁判所は申立てを受けた以上は何らかの結論を出さなければならないこととなっている。手続の運用の仕方については、家庭裁判所の行う調査が過度な負担とならないよう、今後は事件の種類に応じて使い分けていく必要もあると考えている。
- 本日の説明を聞き、家庭裁判所の取り扱う事件は実に多様で、その審理の仕方や解決の仕方についても、ケースによってそれぞれ違うものであるとの認識を持った。家庭裁判所が扱う紛争については、まずは調停手続等、話し合いでの解決を目指すべきだが、それができない場合には、現代は「権利」の時代であるため、当事者それぞれに権利主張をさせてもよいのではないか、という感想を持った。
- 私は精神科医であるが、私の仕事と家庭裁判所の業務には非常に似たところがあるとの感想を持った。最近では、社会や家族との軋轢で精神的な病を発症する方が多くなっているが、精神科医の仕事も病気を治したらそれで終わり、ということでは済まないような状況になってきている。現在は薬の発達によって治療できる病気が多くなり、医者は、最初の診察の際に患者との間で治療目標を設定し、契約という形を取ることが多くなっているが、精神科医の場合にはそのようなことができず、治療が終了しても、患者の家族や、治療後の環境にもかかわることになるため、トラブルにつながっているのではないかと考えている。最近では、できることとできないことをしっかり区別するように心がけているが、そのような意味で、家庭

裁判所の現状と似ているように感じた。

精神科医の中では、初期面接が大事だと言われており、そこで患者との信頼関係を築くことができれば、その後の治療がスムーズに行くことが多い。本日の説明を聞いて、家庭裁判所の扱う問題が幅広く、家庭裁判所にそれだけの許容量があったのか、という点で驚かされたが、このままでは限界を超えてしまうおそれがあるため、窓口段階で振り分けを行っていくことも大事だと考える。

● 家庭裁判所においても、来庁者に手続案内を行うことによって窓口段階での振り分けを行っている。

○ 家庭裁判所の業務については、分からないことも多く、裁判所からの説明を聞くと、驚くことばかりである。今回の説明も非常に参考になった。

ウ 少年事件における処分等のあり方について

(裁判所からの説明、説明内容の要旨は別紙2のとおり)

エ 意見交換

○ 少年事件の被害者から、審判の傍聴の申出があったケースがいくつかあると思われるが、それによって少年にどのような影響があったか教えていただきたい。

○ 審判傍聴の申出があるような事件の場合、原則として少年に国選付添人が就き、付添人を通じて傍聴に関する意見を聞くようにしている。審判では少年が相当緊張している様子が窺えたが、今のところ、少年が緊張のあまり何も話せないなどの問題はなかったと認識している。

○ 少年審判手続に関しては、厳罰化と被害者支援の方向で改正がなされていると感じているが、報道機関の立場からは、一方向からの意見や見解に偏ることなく、様々な方向から、バランスの取れた報道をできるように心がけたいと思っている。

○ 少年審判における処分について、様々な場面で18歳、16歳、14歳といった区切りがなされていると理解したが、この区分は何に基づくものなのか、例えば、6年・3年・3年・4年という現在の日本の教育のシステムと関連しているのか教えていただきたい。

● 教育のシステムとはリンクはしていないが、14歳というのは、刑法に

おける刑事処分可能年齢とリンクしている。

- 最近、学校におけるいじめ等、教育現場における事件についても、家庭裁判所を介した法的解決をしていく方向があるようにも感じている。12歳や14歳くらいの年齢という、いじめの問題等が起こりやすく、一番微妙な時期だと思うが、その点についてはどのように考えているのか教えていただきたい。
- 家庭裁判所調査官が学校に赴き、学校で調査を行うこともあるが、実際に教育の現場が相当荒れた状態になっていることもあった。教育の現場では手に余るような状態になっているのではないかと感じたことがある。
- ◎ 神戸市の学校、特に中学校については、家庭裁判所との連携が良く、教師に審判に出席してもらうことも多い。教育の現場と家庭裁判所との間で十分な相談がなされていると認識している。学校における事件については、学校の秩序維持の観点から、教育現場を乱している少年本人にある程度責任を取らせることが要請されることもある。
- 最近、問題が起これば何でも学校に持ち込むような風潮があり、その結果として、当事者からすれば関係機関でたらい回しにされているように感じてしまうこともある。しかし、関係機関の連携が十分に機能していれば、本当の意味での少年の保護につながるのではないかと思う。
- 少年審判手続における検察官の関与の仕方は、家庭裁判所の60年の歴史の中で常に検討されてきた問題である。民法の成年年齢が18歳に引き下げられることによって、少年審判手続の一部について検察官に主導権を与え、さらに厳罰化が進められるとの指摘もあるところだが、成人の刑事事件と少年事件とでは、やはり性質の違うものであると考えており、これまでの少年に対する処分も決して甘いものではないと認識している。重大な結果が生じているような事件においては、場合によっては、社会一般の意識を踏まえた上で、少年に重い処分を科すこともなされているところである。
- 少年事件の70パーセント以上が審判不開始・不処分で終結しているとのことだが、家庭裁判所における処分を行わなかった場合、少年や保護者の受け止めはどの程度なのか、実情を教えていただきたい。

○ 審判不開始・不処分は、軽微な事件で、少年本人にも問題が少ないときになされるものであるが、成人の刑事事件の場合、軽微な事件は警察段階で微罪処分として処理されたり、検察庁の段階で不起訴となったりして裁判所が関与することなく事件が終結するものもあるところ、少年事件は原則として全件が家庭裁判所に送致されるため、数字上はそのようになってしまうのだと思われる。

なお、審判不開始・不処分の場合でも、家庭裁判所が全く何もせずに事件を終結させているわけではなく、事案に応じて、調査の手續の中で少年に講習を受けさせたり、ボランティアに参加させたりする等、少年の再非行を防止するための手立てをとった上で決定をしている。

● 家庭裁判所は司法機関でありながら、教育機関としての側面も有しており、少年審判はいわば教育の場ととらえている。その意味では、不処分はむしろ重いものと受け止めている。

○ 一般的に少年に対する処分が甘いと言われているのは、少年の凶悪犯罪に対する処分が甘い、という趣旨ではないだろうか。故意に殺人を犯すような少年に対しては、たとえ少年といえども厳しく責任を問うべきであり、年齢だけで扱いが異なるのはどうか、という思いもある。凶悪犯罪については、少年自身も悪いことだとわかっているはずであり、少年だから許される、という意識があるのではないかという思いもあるところである。

少年法が制定された当時、18歳から20歳の犯罪が多かったため、これを抑制するために、教育的見地から少年審判の対象年齢を20歳未満に定めた、との説明があったが、現代のように社会の成熟が進んで行くのであれば、少年審判の対象を18歳未満とすることでもいいのではないかと感じる。

○ 私は、現在の社会の風潮があるにせよ、未成熟な少年に対して、個人としての責任を追及することは相当ではない、と考えている。少年は周囲から様々な影響を受けながら、非行を犯してしまうものなので、その点について全く配慮することなく、結果だけで処罰してしまうことには、危惧を感じている。

● その点については、原則逆送の制度が導入される等、法改正によってあ

る程度の配慮がなされているところである。また、原則逆送制度の対象とならない事件でも、事件の凶悪性や少年の資質によっては、家庭裁判所による保護に適さない、または保護が不能という理由で検察官送致の決定をすることもある。

(5) 裁判所からの報告

庶務から「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告及び「平成21年度法の日週間広報行事」の開催結果報告が行われた。

(6) 次回の神戸家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

次回のテーマは、「少年事件における被害者等への配慮について」に決定した。

次回の日程は、平成22年7月14日（水）午後1時30分からと決定した。

(7) 所長閉会あいさつ

(8) 閉会のことば（総務課長）

(別紙1)

家事審判・調停手続の現状と今後の方向について

- 1 最近の家事調停・家事審判の動向と特色
- 2 社会・経済の変化等が及ぼす家庭裁判所の事務処理等への影響
 - (1) 社会・経済の変化
 - (2) 当事者の意識等の変化
 - (3) 家庭や社会の有する監護教育能力・紛争解決能力の低下
 - (4) 家庭裁判所の機能と役割に対する当事者や国民の要求の変化
- 3 家事審判法の改正作業と背景事情
 - (1) 改正が議論されるようになった事情
 - (2) 家事審判法の改正内容の概略
- 4 家庭裁判所の目指すべき方向と課題
 - (1) 本来の手続の充実と機能の強化
 - (2) 司法的機能の強化と紛争解決能力の向上
 - (3) 家庭裁判所と当事者の役割分担の見直し

(別紙2)

少年事件における処分等のあり方について

第1 少年法の改正点

1 終局処分の種類

- (1) 審判不開始
- (2) 不処分
- (3) 都道府県知事又は児童相談所長送致
- (4) 検察官送致
- (5) 保護処分（保護観察，児童自立支援施設等送致，少年院送致）

2 少年事件の処分等のあり方の見直しに関する少年法の主な改正点

(1) 平成12年少年法改正

ア 年齢区分の見直し

- ・ 刑事処分可能年齢の引き下げ（改正少年法20条）
- ・ 少年院における懲役又は禁固の執行（改正少年法56条3項）

イ 凶悪重大犯罪を犯した少年に対する処分のあり方の見直し

- ・ いわゆる原則逆送制度（改正少年法20条2項）
- ・ 死刑を緩和して無期刑を科した場合における
仮出獄可能期間の特則の不適用（改正少年法58条2項）
- ・ 犯行時18歳未満の少年に係る無期刑の緩和を裁量的とすること
（改正少年法51条2項）

ウ 保護者に対する措置（改正少年法25条の2）

※平成19年改正により，少年院長，保護観察所長についても保護者に対する措置が新設（少年院法12条の2，更正保護法59条）

エ 審判の方式（改正少年法22条1項）

(2) 平成19年少年法改正

ア 14歳未満の少年の少年院送致

(改正少年法 24 条 1 項ただし書き, 改正少年院法 2 条 2 項, 5 項)

イ 保護観察の強化

(改正犯罪者予防更正法 41 条の 3 第 1 項)

第 2 民法の成年年齢の引き下げ問題と少年法